

# 坂田公認会計士事務所通信4月号

お客様各位

平成23年4月1日

東日本大震災が発生しまして3週間が経ちました。

この東日本大震災により犠牲になられました方々とそのご遺族の方々へ心よりご冥福をお祈り申しあげ、また、被災された方々へのお見舞いを申しあげます。

関西でも、資材の調達などに支障が出てこられる会社もあるかと心配しております。

さて、今月の事務所通信は4月からの改正事項を中心に下記の4項目についてまとめました。

1. 平成23年度税制改正
2. 助成金の拡充・縮小
3. 高齢者継続雇用制度の変更
4. 中小企業金融円滑化法及び緊急保証制度の延長

## 1. 平成23年度税制改正

ねじれ国会の運営困難に加え、東日本大震災の発生により、大幅な改正が予定されていた平成23年度税制改正の審議が進まず、当面の措置として、今年3月で期限が切れる租税特別措置を暫定的に延長する「つなぎ法案」が当面は運用されます。

その主な内容は中小企業の軽減税率を18%（本来は22%）に据え置くなどの軽減措置を6月末まで3カ月間延長し、子供手当を9月末まで6カ月間延長するものなどです。

今後は7月をメドに法人税減税の見送りや所得税の一律10%上乘せなどが審議される予定ですので、税制改正が成立次第、解説していきます。

## 2. 助成金の拡充・縮小

4月から改正される助成金があります。

パートタイマーの待遇改善を図る事業主に対して支給される短時間労働者均衡待遇推進等助成金（通称 パートタイマー助成金）のメニューの一部が4月から適用できなくなりました。

このパートタイマー助成金は、具体的にはパートタイマーと正社員の共通の評価・資格制度や短時間正社員制度の導入、パートタイマーの能力開発などといった均衡待遇措置を行った事業主に支給されているもので、今回廃止されるのはこの中のパートタイマーの評価・資格制度に係るもので、パートタイマーの仕事や能力に応じた評価・資格制度を設けた上で、実際に格付けされたパートタイマーが1名以上出た場合に、中小企業には40万円が支給されるものです。

この助成金は、会社の負担が非常に少なく受給できて、かなりお得な助成金であったため、受給申請が殺到し、厚生労働省の予算を消化してしまったようです。

助成金は予算の都合で頻繁に改廃が行われるため、常にアンテナを張っておく必要があります。

また、学生の就職難を解消するため、学校を卒業して3年以内の者を試験的に採用した場合に最大80万円支給される「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」（利用人数の制限なし）や、大学等を卒業して3年以内の既卒者も新卒求人として採用する場合に100万円が支給される「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」（1事業所で1回限りの適用）は、引き続き平成23年度も支給されます。

## 坂田公認会計士事務所通信4月号

中小企業にとっては優秀な人材を確保するチャンスですので、是非ご検討下さい。

### 3. 高年齢者継続雇用制度の変更

大半の会社は、60歳定年以降の高年齢者継続雇用制度として「継続雇用」を採用していると思いますが、その対象者の選定基準を就業規則で定めている会社は注意が必要です

従来、継続雇用の対象者の選定については、経過措置で従業員300人以下の中小企業には就業規則で定めることが認められていたのですが、4月以降はこの経過措置が無くなり、①「定年の定め廃止」、「定年の引き上げ」または、「希望者全員の継続雇用制度の導入」のいずれかを採用するか、②継続雇用制度の対象となる高年齢者の基準について労使協定を締結すると、①と②のいずれかを選択しなければなりません。

①を選択すると会社の負担が大きくなるため、大半の会社は②を選択すると思われませんが、対象者の選定について4月以降は労使協定を締結しなければ希望者全員を継続雇用することが強制されるのです。

就業規則は事業主が一方的に決められることですが、労使協定では事業主と従業員が話し合いで決めることが大きな違いです。

従いまして、継続雇用の選定基準を再度見直し、早急に労使協定を締結する必要があります。

### 4. 中小企業金融円滑化法及び緊急保証制度の延長

中小企業金融円滑化法の期限が平成24年3月末までと1年間延長されています。

但し、返済猶予を受けた会社は1年以内に実行可能な経営改善計画を提出しなければ破綻懸念先として扱われることには変わりはありません。

また、金融機関は貸付先に対するコンサルティング機能を十分に発揮することを監督官庁である金融庁から要請され、金融庁の検査でも重点的に検証されます。

従って、会社は事業環境を十分に把握した現状分析から始め、自社の強みや問題点を明らかにし、経費削減などの自助努力を反映した経営改善計画を早急に策定する必要があります。

また、中小企業への融資を政府が100%保証する緊急保証制度について、4月からは適用業種を絞る予定でしたが、9月までの6カ月は従来通り全業種を対象とすることが決定されています。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。  
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

**坂田公認会計士事務所 株式会社ビジネストラスト**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@eto.eonet.ne.jp HP <http://www.taxac.jp/sakata/>